

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 ー)

処 分 名	贈与税・相続税の納税猶予、金融支援または会社法特例の適用の前提となる認定		
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項		
所管部課グループ名	経営改革課経営支援グループ（電話 0776 20 0367 内線 2724）		
審 査 基 準	項 目	内 容	
		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第1項から第14項までに基づく申請書および書類の提出があること。	
	設定年月日 平成29年4月1日設定（令和3年9月1日最終変更）		
	標準処理期間	2月（贈与税・相続税の納税猶予、金融支援） 1月（会社法特例）	
	設定年月日 平成29年4月1日設定（令和3年9月1日最終変更）		